

報道関係者 各位

平成23年5月20日

【照会先】

中央労働委員会事務局調整第一課

課長 荒木 祥一

労働専門職 櫻井 忠房

(直通電話) 03-5403-2126

平成22年・全国の労使紛争取扱件数まとめ

—— 「合同労組事件」が全体の約7割で過去最高 ——

中央労働委員会は20日、平成22年中に全国の労働委員会が扱った、労働組合と使用者の間に生じた「集団的労使紛争」の取扱件数と、44道府県労働委員会（独自の紛争処理制度を持つ東京、兵庫、福岡以外）が行った、労働者と使用者の間の「個別労働紛争」のあっせん件数をまとめました。

その結果、地域単位で企業の枠を超えて労働者を組織する「合同労組（注）事件」の占める割合が約7割に上り、過去最高となりました。詳細は以下の通りです。

1 集団的労使紛争のあっせんなど

- （1）平成22年の新規の取扱件数は566件で、前年に比べ167件、22.8%の減。同年中の解決率は58.8%で、前年比0.3ポイントの減だった。 〈表1〉
- （2）紛争の内容別では、「団交促進」49.0%、「解雇」24.9%、「その他賃金に関するもの」22.2%の比率が高い。 〈表2〉
- （3）「合同労組」が関係する事件の割合は、69.8%と過去最高。また、懲戒や解雇などの処分を受けた労働者が、その後に合同労組に加入し、その組合から調整の申請があった「駆け込み訴え事件」の占める割合も36.8%と、昨年（36.8%）に続き、過去最高となった。 〈表3〉

2 個別労働紛争のあっせん

- （1）44の道府県労働委員会が行っている「個別労働紛争」のあっせん件数は423件で、前年に比べ111件、20.8%の減。同年中の解決率は66.4%だった。 〈表4〉
- （2）あっせん件数を申請の内容別にみると、「整理解雇」29件、「年次有給休暇」21件が、前年と比べそれぞれ49件減、19件減と大きく減少している。
一方、「賃金未払い」、「パワハラ・嫌がらせ」は引き続き高い水準で推移している。 〈表5-1〉
- （3）14の県労働委員会で行っている個別労働紛争の相談・助言は2123件で、平成13年の制度発足以来、過去最高となった。 〈表5-2〉

（注）「合同労組」とは、「合同労組」「一般労組」「地域ユニオン」などと呼ばれているもの。主に中小企業の労働者が個人加盟しているのが特徴。

表1 調整事件(集团的労使紛争)件数の推移

(単位：件)

状況 年	係属状況		合計	終結状況				合計	解決率
	前年 繰越	新規係属 件数		取下げ等	解決	不調 打切り	移管		
平成16年	130	531	661	147	279	133		559	67.7%
平成17年	102	564	666	139	270	130		539	67.5%
平成18年	127	521	648	108	289	173		570	62.6%
平成19年	78	472	550	103	219	149		471	59.5%
平成20年	79	552	631	85	264	181		530	59.3%
平成21年	101	733	834	121	343	237		701	59.1%
平成22年	133	566	699	109	293	205	1	608	58.8%

(注1) 取下げ等には不開始を含む。

(注2) 解決率は、取下げ等、移管を除く終結件数に対する解決件数の比率。

表2 調整事件(集团的労使紛争) 事件調整事項別件数の推移(特定独立行政法人等除く)

(単位：事項)

調整事項		年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
組合承認・組合活動	a	19 2.0%	33 3.3%	40 7.7%	20 4.3%	42 7.7%	68 9.3%	33 5.9%	
協約締結・全面改定	b	22 2.3%	14 1.7%	16 3.1%	15 3.2%	15 2.7%	18 2.5%	10 1.8%	
協約効力・解釈	c	14 1.5%	17 2.0%	18 3.5%	20 4.3%	15 2.7%	18 2.5%	11 2.0%	
賃金等	賃金増額	d	38 4.1%	35 4.1%	39 7.5%	27 5.8%	32 5.9%	39 5.3%	19 3.4%
	一時金	e	70 7.5%	75 8.9%	95 18.3%	54 11.5%	49 9.0%	76 10.4%	56 9.9%
	諸手当	f	40 4.3%	55 6.5%	47 9.1%	38 8.1%	43 7.9%	60 8.2%	53 9.4%
	その他賃金に関するもの	g	94 10.0%	77 9.1%	77 14.9%	71 15.2%	87 15.9%	119 16.3%	125 22.2%
	退職一時金・年金	h	37 3.9%	24 2.8%	26 5.0%	21 4.5%	18 3.3%	20 2.7%	30 5.3%
	解雇・休業手当	i	19 2.0%	18 2.1%	21 4.1%	16 3.4%	21 3.8%	32 4.4%	25 4.4%
	小計		298 31.8%	284 28.8%	305 58.9%	227 48.5%	250 45.8%	346 47.4%	308 54.7%
	給与以外								
労働時間	j	18 1.9%	15 1.8%	17 3.3%	21 4.5%	12 2.2%	22 3.0%	16 2.8%	
休日・休暇	k	12 1.3%	12 1.4%	13 2.5%	14 3.0%	19 3.5%	22 3.0%	20 3.6%	
作業方法の変更	l	0 0.0%	2 0.2%	3 0.6%	2 0.4%	6 1.1%	5 0.7%	4 0.7%	
定年制	m	8 0.9%	4 0.5%	6 1.2%	5 1.1%	11 2.0%	9 1.2%	6 1.1%	
その他の労働条件	n	19 2.0%	14 1.7%	23 4.4%	33 7.1%	25 4.6%	34 4.7%	28 5.0%	
小計		57 6.1%	47 5.5%	62 12.0%	75 16.0%	73 13.4%	92 12.6%	74 13.1%	
経営又は人事	事業休廃止	o	9 1.0%	4 0.5%	6 1.2%	11 2.4%	8 1.5%	13 1.8%	13 2.3%
	企業合併・事業譲渡	p	3 0.3%	2 0.2%	4 0.8%	1 0.2%	2 0.4%	1 0.1%	0 0.0%
	人員整理	q	10 1.1%	5 0.6%	12 2.3%	10 2.1%	17 3.1%	27 3.7%	13 2.3%
	配置転換	r	16 1.7%	45 5.3%	30 5.8%	18 3.8%	23 4.2%	30 4.1%	20 3.6%
	解雇	s	125 13.3%	119 14.0%	97 18.7%	104 22.2%	132 24.2%	191 26.2%	140 24.9%
	その他の経営人事	t	46 4.9%	53 6.3%	43 8.3%	47 10.0%	40 7.3%	51 7.0%	38 6.7%
	小計		209 22.3%	228 23.1%	192 37.1%	191 40.8%	222 40.7%	313 42.9%	224 39.8%
福利厚生	u	5 0.5%	1 0.1%	2 0.4%	3 0.6%	6 1.1%	11 1.5%	3 0.5%	
団交促進	v	280 29.9%	313 31.7%	262 50.6%	244 52.1%	291 53.3%	379 51.9%	276 49.0%	
事前協議制	w	2 0.2%	3 0.4%	9 1.7%	9 1.9%	9 1.6%	10 1.4%	2 0.4%	
その他	x	32 3.4%	46 5.4%	47 9.1%	43 9.2%	85 15.6%	66 9.0%	59 10.5%	
総計(※1)		938 100.0%	986 116.4%	953	847	1,008	1,321	1,000	
総事件数(※3)		523	559	518	468	546	730	563	
平均調整事項数(1件あたり)		1.79	1.76	1.84	1.81	1.85	1.81	1.78	

※1 複数の調整事項を含む事件もあるため、総計は総事件数に一致しない。

※2 パーセントは各事項数を事件数で割った比率

※3 特定独立行政法人等は含まれていないので、表1の新規係属件数とは異なる。

表3 調整事件(集団的労使紛争)における合同労組事件・駆込み訴え事件の推移(特定独立行政法人等除く)

(単位:件)

事件 年	全 事 件	合 同 労 組 事 件	駆込み訴え事件
			(25.6%) 134 < 44.7% >
平成16年	523	300 (57.4%)	(25.6%) 134 < 44.7% >
平成17年	559	333 (59.6%)	(29.5%) 165 < 49.5% >
平成18年	518	305 (58.9%)	(25.3%) 131 < 43.0% >
平成19年	468	305 (65.2%)	(30.6%) 143 < 46.9% >
平成20年	546	375 (68.7%)	(33.2%) 181 < 48.3% >
平成21年	730	487 (66.7%)	(36.8%) 269 < 55.2% >
平成22年	563	393 (69.8%)	(36.8%) 207 < 52.7% >

(注) ()内は全事件に対する割合
 < >内は合同労組事件に対する割合

「合同労組」とは、地域単位で企業の枠を超えて労働者を組織する労働組合を言い、主に中小企業の労働者が個人加盟しているのが特徴。具体的には「合同労組」、「一般労組」、「地域ユニオン」などと呼ばれているものである。

「駆込み訴え事件」とは、労働者が解雇等された後に合同労組に加入し、当該組合が当該解雇等についてあっせんの申請等を行う事件を指す。

表4 個別労働紛争件数の推移

(単位:件)

状況 年	係属状況			終結状況					解決率
	前年 繰越	新規係属 件数	合計	解決	打切	取下	不開始	合計	
平成16年	13	320	333	152	78	38	40	308	66.1%
平成17年	25	288	313	144	79	39	31	293	64.6%
平成18年	20	319	339	155	98	39	25	317	61.3%
平成19年	22	339	361	163	78	49	43	333	67.6%
平成20年	28	445	473	212	137	59	28	436	60.7%
平成21年	37	534	571	272	167	58	51	548	62.0%
平成22年	23	423	446	229	116	41	31	417	66.4%

(注) 解決率は取下・不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率。

表5-1 個別労働紛争内容別あっせん件数

紛争内容	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
経営又は人事	221	182 (82.4)	200 (90.5)	278 (125.8)	301 (136.2)	327 (148.0)	284 (128.5)
ア 解雇	130	98 (75.4)	122 (93.8)	150 (115.4)	193 (148.5)	229 (176.2)	186 (143.1)
①整理解雇	-	-	-	-	39	78	29
②普通解雇	-	-	-	-	97	90	92
③退職強要	-	-	-	-	26	25	24
④契約更新拒否、雇止め	-	-	-	-	31	36	41
イ 配置転換、出向・転籍	19	19 (100.0)	18 (94.7)	60 (315.8)	21 (110.5)	22 (115.8)	16 (84.2)
ウ 復職	9	10 (111.1)	9 (100.0)	8 (88.9)	12 (133.3)	14 (155.6)	3 (33.3)
エ 懲戒処分	13	11 (84.6)	9 (69.2)	10 (76.9)	26 (200.0)	17 (130.8)	18 (138.5)
①懲戒解雇	-	-	-	-	23	12	12
②①以外の懲戒処分	-	-	-	-	3	5	6
オ 退職	24	23 (95.8)	20 (83.3)	28 (116.7)	36 (150.0)	26 (108.3)	37 (154.2)
カ 勤務延長、再雇用	12	4 (33.3)	5 (41.7)	10 (83.3)	7 (58.3)	5 (41.7)	10 (83.3)
キ その他経営又は人事	14	17 (121.4)	17 (121.4)	12 (85.7)	6 (42.9)	14 (100.0)	14 (100.0)
賃金等	192	149 (77.6)	161 (83.9)	194 (101.0)	182 (94.8)	257 (133.9)	206 (107.3)
ク 賃金未払い	52	31 (59.6)	49 (94.2)	74 (142.3)	81 (155.8)	114 (219.2)	89 (171.2)
ケ 賃金増額	2	1 (50.0)	1 (50.0)	17 (850.0)	2 (100.0)	6 (300.0)	4 (200.0)
コ 賃金減額	12	15 (125.0)	18 (150.0)	8 (66.7)	10 (83.3)	18 (150.0)	19 (158.3)
サ 一時金	9	2 (22.2)	10 (111.1)	10 (111.1)	4 (44.4)	4 (44.4)	4 (44.4)
シ 退職一時金	45	42 (93.3)	26 (57.8)	23 (51.1)	24 (53.3)	35 (77.8)	34 (75.6)
ス 解雇手当	35	23 (65.7)	33 (94.3)	25 (71.4)	32 (91.4)	38 (108.6)	26 (74.3)
セ 休業手当	4	2 (50.0)	3 (75.0)	10 (250.0)	8 (200.0)	10 (250.0)	10 (250.0)
ソ 諸手当	18	23 (127.8)	17 (94.4)	14 (77.8)	15 (83.3)	25 (138.9)	9 (50.0)
タ その他賃金	11	10 (90.9)	4 (36.4)	9 (81.8)	6 (54.5)	4 (36.4)	9 (81.8)
チ 年金(企業年金・厚生年金等)	4	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	3 (75.0)	2 (50.0)
労働条件等	36	20 (55.6)	56 (155.6)	58 (161.1)	56 (155.6)	93 (258.3)	63 (175.0)
ツ 労働契約	2	5 (250.0)	8 (400.0)	17 (850.0)	12 (600.0)	7 (350.0)	4 (200.0)
テ 労働時間	3	2 (66.7)	4 (133.3)	7 (233.3)	4 (133.3)	1 (33.3)	3 (100.0)
ト 休日・休暇	1	0 (0.0)	2 (200.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (300.0)
ナ 年次有給休暇	7	1 (14.3)	7 (100.0)	7 (100.0)	16 (228.6)	40 (571.4)	21 (300.0)
ニ 育児休業・介護休業	0	1	0	3	0	0	0
ヌ 時間外労働	2	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	9 (450.0)	1 (50.0)
ネ 安全・衛生	2	0 (0.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
ノ 福利厚生制度	0	0	1	0	0	1	0
ハ 社会保険	5	1 (20.0)	6 (120.0)	3 (60.0)	11 (220.0)	7 (140.0)	3 (60.0)
ヒ 労働保険	7	3 (42.9)	8 (114.3)	8 (114.3)	7 (100.0)	14 (200.0)	10 (142.9)
フ その他の労働条件等	7	6 (85.7)	17 (242.9)	9 (128.6)	4 (57.1)	13 (185.7)	16 (228.6)
職場の人間関係	19	18 (94.7)	22 (115.8)	30 (157.9)	47 (247.4)	48 (252.6)	46 (242.1)
ヘ セクハラ	9	5 (55.6)	4 (44.4)	15 (166.7)	9 (100.0)	3 (33.3)	6 (66.7)
ホ パワハラ・嫌がらせ	10	13 (130.0)	18 (180.0)	15 (150.0)	38 (380.0)	45 (450.0)	40 (400.0)
その他	33	39 (118.2)	49 (148.5)	67 (203.0)	24 (72.7)	48 (145.5)	60 (181.8)
マ その他	33	39 (118.2)	49 (148.5)	67 (203.0)	24 (72.7)	48 (145.5)	60 (181.8)
総計	501	408 (81.4)	488 (97.4)	627 (125.1)	610 (121.8)	773 (154.3)	659 (131.5)

注1：個別労働紛争に関する制度を実施している44の都道府県労働委員会の紛争内容数について計上。

2：1つの申請で複数の内容にわたるものがあるため、紛争内容数と新規係属件数とは一致しない。

3：()内の数字は、平成16年を100とした指数。

表5-2 個別労働紛争内容別相談・助言件数

紛争内容	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
経営又は人事	196	266 (135.7)	332 (169.4)	475 (242.3)	514 (262.2)	760 (387.8)	806 (411.2)
ア 解雇	109	128 (117.4)	168 (154.1)	247 (226.6)	282 (258.7)	456 (418.3)	438 (401.8)
①整理解雇	-	-	-	-	50	111	54
②普通解雇	-	-	-	-	143	197	207
③退職強要	-	-	-	-	62	89	91
④契約更新拒否、雇止め	-	-	-	-	27	59	86
イ 配置転換、出向・転籍	15	12 (80.0)	26 (173.3)	60 (400.0)	32 (213.3)	47 (313.3)	57 (380.0)
ウ 復職	3	5 (166.7)	7 (233.3)	20 (666.7)	9 (300.0)	9 (300.0)	23 (766.7)
エ 懲戒処分	8	7 (87.5)	7 (87.5)	15 (187.5)	39 (487.5)	28 (350.0)	40 (500.0)
①懲戒解雇	-	-	-	-	25	15	27
②①以外の懲戒処分	-	-	-	-	14	13	13
オ 退職	47	84 (178.7)	74 (157.4)	88 (187.2)	107 (227.7)	161 (342.6)	195 (414.9)
カ 勤務延長、再雇用	3	0	18 (600.0)	20 (666.7)	10 (333.3)	14 (466.7)	10 (333.3)
キ その他経営又は人事	11	30 (272.7)	32 (290.9)	25 (227.3)	35 (318.2)	45 (409.1)	43 (390.9)
賃金等	227	300 (132.2)	452 (199.1)	510 (224.7)	562 (247.6)	670 (295.2)	801 (352.9)
ク 賃金未払い	101	110 (108.9)	193 (191.1)	215 (212.9)	285 (282.2)	307 (304.0)	414 (409.9)
ケ 賃金増額	1	1 (100.0)	8 (800.0)	42 (4200)	9 (900.0)	6 (600.0)	6 (600.0)
コ 賃金減額	21	27 (128.6)	44 (209.5)	29 (138.1)	53 (252.4)	56 (266.7)	95 (452.4)
サ 一時金	9	6 (66.7)	15 (166.7)	25 (277.8)	12 (133.3)	34 (377.8)	20 (222.2)
シ 退職一時金	38	49 (128.9)	54 (142.1)	54 (142.1)	51 (134.2)	64 (168.4)	67 (176.3)
ス 解雇手当	25	24 (96.0)	46 (184.0)	39 (156.0)	39 (156.0)	56 (224.0)	53 (212.0)
セ 休業手当	4	2 (50.0)	8 (200.0)	11 (275.0)	22 (550.0)	30 (750.0)	29 (725.0)
ソ 諸手当	15	43 (286.7)	56 (373.3)	56 (373.3)	45 (300.0)	70 (466.7)	77 (513.3)
タ その他賃金	8	38 (475.0)	25 (312.5)	33 (412.5)	40 (500.0)	45 (562.5)	32 (400.0)
チ 年金(企業年金・厚生年金等)	5	0 (0.0)	3 (60.0)	6 (120.0)	6 (120.0)	2 (40.0)	8 (160.0)
労働条件等	141	261 (185.1)	425 (301.4)	395 (280.1)	389 (275.9)	456 (323.4)	548 (388.7)
ツ 労働契約	14	24 (171.4)	72 (514.3)	120 (857.1)	41 (292.9)	63 (450.0)	87 (621.4)
テ 労働時間	16	33 (206.3)	59 (368.8)	59 (368.8)	50 (312.5)	43 (268.8)	78 (487.5)
ト 休日・休暇	9	21 (233.3)	28 (311.1)	27 (300.0)	20 (222.2)	28 (311.1)	25 (277.8)
ナ 年次有給休暇	16	39 (243.8)	51 (318.8)	44 (275.0)	63 (393.8)	96 (600.0)	90 (562.5)
ニ 育児休業・介護休業	1	2 (200.0)	1 (100.0)	16 (1600)	3 (300.0)	9 (900.0)	5 (500.0)
ヌ 時間外労働	17	42 (247.1)	60 (352.9)	31 (182.4)	26 (152.9)	20 (117.6)	42 (247.1)
ネ 安全・衛生	5	8 (160.0)	13 (260.0)	8 (160.0)	12 (240.0)	9 (180.0)	18 (360.0)
ノ 福利厚生制度	2	1 (50.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	3 (150.0)
ハ 社会保険	13	22 (169.2)	33 (253.8)	14 (107.7)	36 (276.9)	34 (261.5)	40 (307.7)
ヒ 労働保険	26	41 (157.7)	67 (257.7)	50 (192.3)	76 (292.3)	102 (392.3)	109 (419.2)
フ その他の労働条件等	22	28 (127.3)	39 (177.3)	25 (113.6)	62 (281.8)	51 (231.8)	51 (231.8)
職場の人間関係	22	64 (290.9)	68 (309.1)	99 (450.0)	130 (590.9)	181 (822.7)	255 (1159)
ハ セクハラ	4	6 (150.0)	8 (200.0)	25 (625.0)	13 (325.0)	20 (500.0)	26 (650.0)
ホ パワハラ・嫌がらせ	18	58 (322.2)	60 (333.3)	74 (411.1)	117 (650.0)	161 (894.4)	229 (1272)
その他	73	103 (141.1)	152 (208.2)	188 (257.5)	243 (332.9)	314 (430.1)	298 (408.2)
マ その他	73	103 (141.1)	152 (208.2)	188 (257.5)	243 (332.9)	314 (430.1)	298 (408.2)
上記内容・項目の総計	659	994 (150.8)	1429 (216.8)	1667 (253.0)	1838 (278.9)	2381 (361.3)	2708 (410.9)
相談・助言の件数	486	678 (139.5)	961 (197.7)	1075 (221.2)	1462 (300.8)	1881 (387.0)	2123 (436.8)

注1：相談・助言を行っている労働委員会について計上。

2：1回の相談・助言で複数の内容を含むものもある。

3：()内の数字は、平成16年を100とした指数。